

建設業退職金共済制度に関する
検討の課題について

建設業退職金共済制度に関する検討の課題について

【検討の課題】

① 累積剰余金の在り方

② 退職金支給要件である掛金納付月数の緩和

※ 「独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案（資料 3-4）及び「独立行政法人整理合理化計画」（資料 3-3）において検討することとされている。

【参考となる視点】

① 累積剰余金の在り方

○ 現在の累積剰余金の水準（平成 19 年度末で約 859 億円）についてどう考えるか。

○ 累積剰余金の発生要因の一つとして、掛金納付月数が 24 月に満たない場合は掛金が掛け捨てとなることも影響しているのではないかとの指摘がある一方、勤続期間が短かったことにより退職金として支給されなかった額については、長期勤続者の退職金を手厚くするための原資に充てられることとされており、本来累積剰余金となる性格のものではないが、この点についてどう考えるか。

② 退職金支給要件である掛金納付月数の緩和

○ 一般の中小企業退職金共済制度の退職金支給要件が 12 月以上となっていることと比べて、特定業種退職金共済制度において 24 月となっていることをどう考えるか。

※ 不支給期間を長期間とすることによる差額を長期勤続者に振り向け、その優遇措置を講じてきたところ。